アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

［様式　略］

注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

| 区別 | 記載する欄 | 備考 |
|---|---|---|
| １　免許の申請の場合 | ２　３　４㈱　５　６　７　８　９　10　11　12　13　14　15　16　17　18　19　20　21　22 | ㈱　認定特定基地局開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局を除く。 |
| ［２・３　略］ | | |

［２～４　略］

５　４の欄は、次によること。

［⑴～⑷　略］

⑸　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信を行う無線局（法第６条第８項第２号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。）並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、⑷の規定にかかわらず、将来の業務計画等として、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合は、⑵の規定にかかわらず、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は２以上のこれらの無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

［⑹　略］

［６～17　略］

18　17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑴　移動しない無線局の場合（高高度基地局、ＰＨＳの基地局、携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（設備規則第３条第４号の７に規定する無線通信をいう。以下同じ。）を行う基地局、ローカル５Ｇ（同条第15号に規定するシステムをいう。以下同じ。）の基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、特定地球局及び38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合を除く。）

［ア～ウ　略］

［⑵　略］

［様式　同左］

注１　［同左］

| ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ |
|---|---|---|
| １　［同左］ | ［同左］ | ㈱　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局を除く。 |
| ［２・３　同左］ | | |

［２～４　同左］

５　［同左］

［⑴～⑷　同左］

⑸　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、⑷の規定にかかわらず、将来の業務計画等として、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合は、⑵の規定にかかわらず、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は２以上のこれらの無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

［⑹　同左］

［６～17　同左］

18　［同左］

⑴　移動しない無線局の場合（高高度基地局、ＰＨＳの基地局、携帯無線通信を行う基地局、ローカル５Ｇ（設備規則第３条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、特定地球局及び38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合を除く。）

［ア～ウ　同左］

［⑵　同左］